

必ずお読みください

お申込みいただく前に、下記留学プログラムご留意事項 旅行条件、および各コースごとの掲載内容を必ずお読みください。

パッケージプラン・手配留学・いつでも出発(共通)留学プログラム留意事項

限られた期間の中でより大きな成果と快適な留学を送るために、プログラム内容を充分に理解するとともに、下記ご留意事項をご熟読いただくようお願いいたします。

1. 留学について
 - (1)の留学プログラムは(株)日本アジア文化センター(大阪市北区曽根崎新地2-3-13以下「弊社」といいます)が留学手続きの取組を行います。
 - 留学プログラムの性格上、現地滞在中の研修の日程、行事の決定及び変更、滞在地域での運営方法などについては受入れ大学の責任のもとに行われますので、その指示決定に従っていただきます。
 - 弊社は国際交流と相互理解の立場から年齢、資格、本約条事項の趣旨に合致しないと判断した場合は、申込みをお断りする場合があります。弊社はプログラム参加者(以下「参加者」といいます)のオリエンテーションを担当し、また弊社は受入れ大学の契約条事項の履行にあたり違反事項があった場合、参加者の立場に立って、その責任を受入れ大学と共有するよう努めます。
 - (4)このプログラムの参加者はプログラムの趣旨、目的を十分理解したうえで参加するものとします。

2. 目的および趣旨

このプログラムは、現地の語学教育機関で、自分のレベルにあつたクラスで授業を受け、短期間で語学力の向上を目指すとともに、学校のスタッフ、また同じ目的で学びに来ている他の人とのコミュニケーションを通して、より実践的な語学力の向上を計るプログラムです。また、語学力の向上だけでなく広い視野と国際人としての感覚を身につけることと大きな目的です。どちらの目的も、ただ参加するだけの受身の気持ちでは成果は期待できません。自ら積極的に何かを掴み取る姿勢と行動力が必須条件となります。また、慣れない海外での生活では様々な困難に直面することもありますが、自らを取り囲む環境を克服することが大きな自信につながり、新たな自分を再発見する研修になるとして、国際人としての常識を持ち、大学での授業や滞在先ではルールを守り、節度ある態度で、実りある留学を創り上げてください。

ご旅行条件書(パッケージプラン・いつでも出発) (募集型企画旅行)

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び法第12条の4に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、(株)日本アジア文化センター(大阪市北区曽根崎新地2-3-13 観光庁長官登録旅行業第1751号)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は(株)日本アジア文化センター(以下「弊社」といいます)と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。
- 弊社はお客様が弊社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関などの提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けられるよう、手配し、旅程管理を行います。及び、弊社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「弊社旅行契約」といいます。))により。但し、海外発着のものは、当該旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「特定旅行契約の部」といいます。))によります。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1)弊社又は弊社の受託営業所(以下「弊社」といいます。))にて弊社所定の旅行申込み書に所定の事項を記入の上、パンフレットに記載した申込金(50,000円)を添えてお申込みいただきます。申込み金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として振り込まれます。また、旅行契約が、弊社らが契約の締結を承諾し申込み金を受領したとき成立するものとします。
- 弊社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け付けることができます。この申込みの時点では旅行契約は成立しており、弊社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出と申込みの支払いをさせていただきます。この期間内にお申込書の提出と申込みの支払いがなされない場合、弊社はお申込金を戻すものと取り扱います。
- 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本申込みより申込み書と弊社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリで本申込みの場合は、申込み金のお支払い後、弊社がお客様との旅行契約の締結を通知したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の規定により契約が成立します。
- 弊社は、団体グループを構成する旅行の代表として契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、弊社らが定める日までに、構成者の各々の名簿を弊社に提出しなければなりません。
- 旅行契約は、契約責任者が対して現地に、又は将来会うことが予測される債務者は義務として、何の責任を負うものではありません。
- 弊社は、契約責任者が団体グループと同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- お申込みの段階で、過剰、過少その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、弊社は、お客様の承諾を得て、お客様に期間を延長したうえで、お待ちいただくことがあります(以下、この状態のことを「ウェイトリング」といいます。))。この場合、お客様がウェイトリングの状態として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも弊社は申込み金を戻しません(ウェイトリングの登録は予約完了を保証するものではありません。))。ただし、「弊社が予約が可能となった旨を通知する前にお客様がウェイトリング登録の解除のお申し出があった場合又はお待ち頂ける期限を超えて結果として予約できなかった場合は、弊社らは当該申込み金を全額払い戻します。
- 本項(8)の場合で、ウェイトリングコースの契約は、弊社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

4. お申込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要で、60才以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願いします。旅行の安全かつ円滑な実施のためコースによりご参加をお断りさせていただきます。同伴者の円満な条件とさせていただきます。ご参加の場合、ご参加の場合に、コースの一部についての内容を要約していただく場合があります。コースによって異なります。詳しくは各コースの参加資格を参照して下さい。
- 特定のお客様層を対象とした旅行には特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が弊社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。弊社は可能かつ合理的な範囲内にて対応いたします。この場合、お客様からお申し出に基づき、弊社がお客様のために特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なお、この場合、医師の診断書を出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者(同伴者の同行など)を条件とさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただきます。及び、負担の少ない他の旅行をお勧めする場合があります。ご参加をお断りさせていただきます。
- 弊社は、本項(1)(2)(3)の場合で、弊者が旅行中に連絡がとれない場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にお断りいたします。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態となったと弊社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様ご都合による別行動は原則してできません。ただし、コースより別途条件で受け付ける場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある弊社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他弊社の業務上の場合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)弊社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び弊社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。

- (2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、弊社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確かな情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。(原則として旅行開始日の5日前～3日前にお渡するよう努めますが、年末年始やゴールデンウィークなどの特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。))ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかばって30日前にお渡した場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかばって21日以前に前日以前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日以前に起算してさかばって21日以前に前日以前にお支払いただく場合は、旅行開始日当日の弊社が指定する期日までにお支払いただきます。また、弊社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無しで旅行代金(申込み追加代金として)表示したものを含まず、及び第15項に規定する取消料・追加料、第10項に規定されている追加料金及び第14項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾を要しません。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項の「申込み金」、第15項(1)の①の「取消料」、第15項(1)の②の「追加料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集型企画又はパッケージ企画における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道など運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(限られた航空の運賃の変動)に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限り適用される旅行に一律に課せられるものに限りません。))を含みます。また、等級の選択ができるコース・特定の等級を利用するコースも、あらかじめパンフレットに明示します。
- (2)旅行日程に含まれる「表記しない」の料金(空港・埠頭と宿泊場所 / 旅行日程によりお客様負担と表記してある場合を除きます。))
- (3)旅行日程に明示した観光料(バス料金・ガイド料金・入場料)
- (4)旅行日程に明示した留学生様(大学卒)、ゲストハウス、ホテル、ホームステイ(下宿)、レンタカーの宿泊の料金及びバブ・サービス料金(バブ・サービスに特に別添の記載がない限り)2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び飲料・アルコール料金
- (6)航空運送による荷物運賃料(国際観光旅行税、お一人様×21個の手荷物運賃料(航空運送運賃の場合はお一人様20kg以下が原則となりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはパンフレットを参照してください。))
- (7)現地の手荷物の運賃料(一部含まれないコースがあります。))
但し、一部の空港・駅・ホテルにポーターがないなどの理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- (8)旅行日程に明示した語学研修費用(詳しくは各コースの記載内容を参照して下さい)

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)から(8)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超過する場合について)
- (2)グループ旅行、電報電話料、ホテルのキー・イン・アウトに対する心付けその他の追加料金(飲食・飲酒・喫煙・娯楽の消費及びそれに伴うサービス料金)
- (3)渡旅・手荷物保険料(旅行代金・査読料・予防接種料金・渡航手数料代金)
- (4)ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)
- (6)日本国内及び国外の空港施設使用料
- (7)日本国内における自分・自覚・自覚など集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行当日の当日送迎の宿泊費
- (8)旅行日程中の空港税など(日本国内旅行税を含む)(ただし、空港税などを含んでいることと弊社がパンフレットに明示したことを除きます。))
- (9)教材費
- (10)滞在先ホテル

10. 追加代金と割引代金

- (1)第7項の「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含まれていない場合を除きます。))
- ①お一人部屋を使用した場合の追加代金
- ②パンフレットと弊社が「延泊プラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- ③パンフレットと弊社が「延泊プラン」と称するホテルの滞在延長のための追加代金
- ④パンフレットと弊社が「C-Fクラス追加代金」と称する航空運賃のクラス変更による運賃差額
- ⑤国内線特別代金プラン
- ⑥その他「旅行代金」より「xxxx追加代金」と称するもの(インターネット・追加代金、航空会社指定・希望をお受けるパンフレットなどに記載した場合の追加代金など)
- ⑦航空運賃指定・希望をお受ける「旅行代金」以外の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を決定した場合は除きます。))
- ⑧旅行代金として表示した金額
- ⑨旅行代金として表示した金額
- ⑩旅行代金として表示した金額
- ⑪旅行代金として表示した金額
- ⑫旅行代金として表示した金額
- ⑬旅行代金として表示した金額
- ⑭旅行代金として表示した金額
- ⑮旅行代金として表示した金額
- ⑯旅行代金として表示した金額
- ⑰旅行代金として表示した金額
- ⑱旅行代金として表示した金額
- ⑲旅行代金として表示した金額
- ⑳旅行代金として表示した金額
- ㉑旅行代金として表示した金額
- ㉒旅行代金として表示した金額
- ㉓旅行代金として表示した金額
- ㉔旅行代金として表示した金額
- ㉕旅行代金として表示した金額
- ㉖旅行代金として表示した金額
- ㉗旅行代金として表示した金額
- ㉘旅行代金として表示した金額
- ㉙旅行代金として表示した金額
- ㉚旅行代金として表示した金額
- ㉛旅行代金として表示した金額
- ㉜旅行代金として表示した金額
- ㉝旅行代金として表示した金額
- ㉞旅行代金として表示した金額
- ㉟旅行代金として表示した金額
- ㊱旅行代金として表示した金額
- ㊲旅行代金として表示した金額
- ㊳旅行代金として表示した金額
- ㊴旅行代金として表示した金額
- ㊵旅行代金として表示した金額
- ㊶旅行代金として表示した金額
- ㊷旅行代金として表示した金額
- ㊸旅行代金として表示した金額
- ㊹旅行代金として表示した金額
- ㊺旅行代金として表示した金額

11. 渡航手続、旅券・査読について

- (1)ご旅行に要する旅券・査読・予防接種証明などの渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、弊社では、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、弊社にはお客様自身に起因する事由により旅券・査読などの取得できなくてもその責任を負いません。
- (2)渡航先の国又は地域によっては旅券の有効残存期間を別途必要とする場合や査読を必要とする場合があります。各コースの紹介ページは別途お渡しする書面記載内容をよくご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

弊社は旅行契約締結後であっても、天災地災、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの

旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他弊社の関与し得ない事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため中止を断ることは、お客様にお知らせのうえに当該事由が弊社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することとなります。ただし、緊急事態においてやむを得ない場合は変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

弊社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は行いません。

- (1)旅行の運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化などにより通常想定される程度を大幅に超え改訂されたときは、その改訂後旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかばって15日以前にお客様に通知いたします。
- (2)旅行代金(1)の定める通常運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めに基づき、その減少額だけ旅行代金を減額いたします。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、弊社はその変更差額として旅行代金を減額します。
- (4)第12項(1)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該旅行内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払った、又はこれから支払われなければならない費用を含みます。))が増加したときは、サービスの提供が不足が発生したにもかかわらず運送・宿泊機関などの庶務その他の諸機関の不足が発生したことによる変更の場合を除き、弊社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5)弊社は、運送・宿泊機関などの利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットなどに記載した場合、旅行契約の成立後に弊社の責任に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した金額を旅行代金を変更します。

14. コースの変更お客様の交替

語学研修プログラムの特性上、コースの変更は当初お申込みのコースを取消して新たなコースを申込みものと解釈します。従って、当初お申込みのコースの旅行出発日の前日より前日(特定日は40日目)にあたる日以降にお客様の都合によるコース変更(出発日の変更を含む)は、当初お申込みのコースの取消とみなし、所定の取消料を受け取ります。また、語学研修プログラムの特性上お客様の交替は行いません。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前
 - ①お客様の解除権
 - ア.お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込み日の営業時間内にお受けいたします。
 - イ.「特定日」(4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7)に旅行を開始する旅行
 - ロ.「特定日以外」に旅行を開始する旅行

契約解除の日	a 特定日に旅行を開始する旅行	b 特定日以外に旅行を開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかばって40日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで	旅行代金の10%	無料
旅行開始日の前日から起算してさかばって30日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前日より前日以前に旅行開始日まで	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

- イ.お客様は次の項目に該当する場合は取消料なく旅行契約を解除することができます。
 - a.旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものの重要なものである場合に限り。
 - b.第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - c.天災地災、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能になるおそれが極めて大きいとき。
 - d.弊社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定の日までにお渡ししたにもかかわらず、お客様が旅行に不参加したとき。
 - e.旅行の中止に帰する事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 - f.旅行代金(1)の①の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - g.旅行代金(1)の②の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - h.旅行代金(1)の③の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - i.旅行代金(1)の④の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - j.旅行代金(1)の⑤の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - k.旅行代金(1)の⑥の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - l.旅行代金(1)の⑦の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - m.旅行代金(1)の⑧の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - n.旅行代金(1)の⑨の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - o.旅行代金(1)の⑩の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - p.旅行代金(1)の⑪の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - q.旅行代金(1)の⑫の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - r.旅行代金(1)の⑬の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - s.旅行代金(1)の⑭の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - t.旅行代金(1)の⑮の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - u.旅行代金(1)の⑯の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - v.旅行代金(1)の⑰の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - w.旅行代金(1)の⑱の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - x.旅行代金(1)の⑳の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - y.旅行代金(1)の㉑の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - z.旅行代金(1)の㉒の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - aa.旅行代金(1)の㉓の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - ab.旅行代金(1)の㉔の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - ac.旅行代金(1)の㉕の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - ad.旅行代金(1)の㉖の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - ae.旅行代金(1)の㉗の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - af.旅行代金(1)の㉘の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - ag.旅行代金(1)の㉙の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - ah.旅行代金(1)の㉚の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - ai.旅行代金(1)の㉛の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - aj.旅行代金(1)の㉜の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - ak.旅行代金(1)の㉝の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - al.旅行代金(1)の㉞の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - am.旅行代金(1)の㉟の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - an.旅行代金(1)の㊱の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - ao.旅行代金(1)の㊲の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - ap.旅行代金(1)の㊳の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - aq.旅行代金(1)の㊴の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - ar.旅行代金(1)の㊵の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - as.旅行代金(1)の㊶の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - at.旅行代金(1)の㊷の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - au.旅行代金(1)の㊸の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - av.旅行代金(1)の㊹の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。
 - aw.旅行代金(1)の㊺の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)から所定の取消料を差し引いた金額を払い戻しいたします。取消料が旅行代金でなくないときは、その差額を申しあげます。また、本項(1)の(1)により、旅行契約が解除されたときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込み金)を全額払い戻しいたします。

